

令和4年度第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

令和4年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和4年8月23日（火）
- 2 時間 午後2時00分から午後4時00分まで
- 3 場所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室
- 4 議事 (1) 令和4年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）
(2) 令和3年度小金井市みどりの基本計画実施計画について
(3) 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について
- 5 出席者 (1) 委員
会 長 小木 曾 裕
副会長 小山 美香
委 員 犀川 政稔
委 員 鴨下 輝秋
委 員 柏原 君枝
委 員 笠原 謙次
委 員 尾路 紀恵
委 員 田村 恵子
(2) 事務局
環境政策課長 岩佐 健一郎
環境政策課緑と公園係長 小林 勢
環境政策課緑と公園係主任 井上 英里

令和4年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

小木曾会長　　これより令和4年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を開会いたします。

　　本日は、まだ引き続き新型コロナウイルス感染予防の観点から、できる限り短時間での会議にしたいと考えていますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

　　それでは最初に、事務局より本日の会の成立について御報告いただきたいと思えます。

緑と公園係長　事務局の小林です。本日、お暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。

　　本日の出席状況につきまして御報告させていただきます。柏原委員はオンラインでの出席をしていただいております。上中委員につきましては事前に欠席の御連絡をいただいております。本日は10名の委員のうち8名の委員に御出席いただいております。したがって、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により半数以上の出席を得ておりますので、審議会は成立していることを御報告させていただきます。

　　なお、昨年度から委員にご就任いただいている山田委員につきましては、諸事情により辞任されましたので、今、1名の欠員が生じている状況です。今後につきましては、残期間での委員の募集することを予定しております。

　　以上です。

小木曾会長　　それでは、ただいまより本日の案件に入りたいと思いますが、まず初めに事務局より事務連絡等がありましたら御説明をお願いいたします。

緑と公園係長　事務局、小林です。事務連絡と配付資料の確認をさせていただきます。

　　まず、事務連絡としまして、会議の進行につきましては、感染症拡大防止の観点より、開催時間を極力短くできるようご協力をお願いしたいと考えております。座席の間隔も通常よりも広く取っていることとマスクの着用もお願いしていることから、質疑応答等、御発言の際は、座席前面に設置してございますマイクのスイッチを入れていただいております。

身のお名前を先におっしゃった上で、可能な限りはっきり、ゆっくりお話しいただきますようお願いいたします。また、混線を避けるため、マイクのスイッチは御発言の都度、オン、オフしていただきますようお願い申し上げます。円滑な会議の進行及び会議録の作成に御協力のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認になります。事前にメールで送付させていただいているものをプリントアウトし、机上に御用意させていただいております。資料1から資料6の6点と、諮問書の写し及び昨年度改正しました条例等の写しを併せて机上に置かせていただいておりますので、御確認のほどをお願いいたします。

以上です。

小木曾会長 事務連絡と事務連絡と配付資料の確認が終わりましたが、皆さん、大丈夫でしょうか。御不明な点はございますでしょうか。再確認をお願いいたします。

ほかに何か御質問等ありましたら。特にございませんでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、次第の2、議事の（1）の令和4年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）を議題にしたいと思います。本件は諮問として受けていることでもありますので、事務局の方、お願いいたします。

緑と公園係主任 事務局、井上です。では、今ありました資料の中で、左上に「諮問第1号」、右上には「資料1」とございます、スライドにも写しておりますが、こちら、保全緑地の指定及び解除について御説明させていただきます。

まず、保全緑地制度は、小金井市として緑地の保全及び緑化推進を図ることにより、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づく制度です。小金井市緑地保全及び緑化推進条例において、民有地の緑地について、保全及び緑化推進を図ることを目的に、所有者の申請により、環境緑地・公共緑地・保存生け垣・保存樹木として、市は一定の基準に基づき指定しています。一度指定した保全緑地は5年ごとに更新が必要になり、本審議会では、更新する保全緑地と新たに保全緑地として指定するもの、また、所有者の意向により解除した保全緑地につきまして御審議をお願いする

ものでございます。

それでは、右上、資料1とあるページを御覧ください。本日諮問していただく環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の数量をまとめたものです。令和4年4月1日付にて指定要件を緩和し、市報、ホームページにて周知したところ、例年以上にお問合せや新規の申請がございました。この後、スライドを使いながら個別に説明させていただきます。

次のページ、今、スライド2を写しております。令和4年度保全緑地総括表、平成30年度から令和4年度につきまして、各年度に指定した数量を掲載しております。現時点での数量について計の欄に掲載してございますので御参照ください。

それでは、保全緑地につきまして、本年度に指定申請のありましたものを個別に御説明いたします。

まず、環境緑地でございます。お手元の資料では、資料1、3ページ目、令和4年度保全緑地指定等一覧（1）環境緑地と、前方のスクリーンも併せて御案内いたします。また、指定要件につきましては、資料2にもまとめてございますので御参照ください。

次に、基準について、令和4年4月に指定要件を緩和しております。こちら、分かりやすいようにスライドに致しております。環境緑地、令和4年度のもの、前方スライドで赤字にした部分に変更、緩和した部分でございます。

環境緑地、今まで指定基準が、おおむね500平方メートル以上の保全がされることが確約される樹木の集団とありましたのが300平米に緩和されております。環境緑地、今年度申請がございましたのが、緑町四丁目にある1筆分、スライドの2ページをめくっていただきますが、こちら、1筆616.27平米のもの。実は昨年も御申請いただいて、今年度、要件が緩和されたということで、また御申請いただいて、再度調査に行っていました。ただ、昨年と状況は変わらず、樹木の集団としての面的なつながりがなく、一部開けたお庭になっているので、こちら、環境緑地の基準に沿うものではないということで新規の指定はしないものでございます。

続いて、保存樹木について御説明させていただきます。お手元の資料1、4ページ目の保存樹木一覧、今年度の申請をまとめたものになって

おります。こちらとスクリーンを併せて御説明させていただきます。

保存樹木も指定要件を緩和いたしました。緩和した部分が赤字になっておりまして、幹回りが今まで1.5メートルであったものが1メートルに緩和し、それに伴い市報やホームページ等でお知らせしたところ、反響が多く、御申請も多くいただきました。更新のものも含めて、調査をいたしました。その結果、基準を満たしている71件を更新する諮問としております。例年よりも件数が多く、新規申請が17本ございましたので、更新はこのスライドのとおり、まとめて割愛させていただいて、新規について、写真とともに、どんな樹木の申請があって、どのような調査結果であったかを御報告したいと思っております。

新規の中でこちら、同じ申請者からのものでもございまして、10本依頼がありました。それぞれ幹回り、木の高さを含めて、全て要件を満たしております。今までも恐らく保存されていたんですけども、今回、ホームページ、市報などで周知を図ったところ、敷地内の樹木が該当することがわかったということで御申請いただいた10本になります。

こちらが11番目、先ほど、まとめて一覧にしてありましたが、実際計測をして、幹回りも測っています。それぞれ10本が要件を満たしておりますので、これも新規に指定と計上してございます。こちらも高さが12メートル、幹回り127センチのアカマツでございまして、今回の制度の周知によって新しく申請されたものでございます。

次の御自宅に関しては、合計で2本御申請がありまして、こちらも幹回り、高さともに十分ございましたので新規指定件数に入れております。ただ、以降のスライドでは、新規申請がありましたが、要件を満たさないものもございましたので、まとめて御説明させていただきたいと思っております。

新規13件目で、2本のうち、幹回り、高さ、こちらが8メートル、150センチ、こちらは満たしていたのですが、次のもの、高さは9メートル、10メートルなくて、幹回りも1メートルないものでしたので、2本御申請いただいたうち1本、柿の木に関しては残念ながら指定になりませんと御案内を申し上げる予定です。

同じく御申請いただきましたが、残念ながら高さが足りず、幹回りも1メートルなかったものがございまして、3本御申請いただいたのです

けれども、3本とも、高さ、幹回りともに満たさなかったもので、こちらでもその旨御通知申し上げる予定です。

以上で樹木の御説明になります。

次に、生け垣の申請も同じように、スライドとともに御報告申し上げたいと思っております。

お手元の資料1、7ページ目、8ページ目、こちらが一覧になっているものでございます。今年度は、更新が25件、新規が15件、合計40件の申請がございました。そのうち、実地調査の結果、新規2件は基準を満たしておらず、38件の指定の諮問件数となっております。

では、スライドで御説明をさせていただきます。要件に関しまして、赤字の部分が緩和になった部分、変更になった部分でございまして、この御案内をしたところ、多くのお問合せをいただきました。更新するのは、今までも御申請いただいて、5年に一度更新の手続をするものです。更新分は割愛させていただき、今回新しく申請いただいたものを紹介していきたいと思っております。

まず、緑町五丁目のレッドロビン、こちら、高さも長さも十分なもので、今までも対象になっていたと思われそうですが、今回周知することで、改めて申請いただけた1件となっております。

次こちらは、実は昨年も御申請いただき、昨年の要件では残念ながら該当にならなかったんですけれども、今回、生け垣の長さ、あと敷地内ということで認められるようになり、指定件数に入っております。

次の生け垣に関しては、大きな敷地内の生け垣になっておりまして、既にあったんですけれども、制度を初めて知ってということでお問合せをいただいて、調査に至り、今回の指定につながっています。

続いて、29番のベニカナメモチも、同じように前々から保全していただいていたようですが、今回申請いただいて、指定となります。

以降、新規申請の中でも、残念ながら要件を満たしていない生け垣もございます。ここから説明が必要な部分なので、改めてスライドで、赤い字の部分をご覧ください。これは新規38件目、申請延長は8メートルございました。今、赤ベースに黒で書いてあるのが、「遮蔽物40センチ以上の箇所を除く」と書いてございます。今までは明記されていなかった、いわゆるブロック塀の扱い、昨年、要件の緩和とともにブロッ

ク塀について明記しまして、改めてそこが、いただいた申請の8メートルのうち、残念ながらブロック塀のある部分の4.7メートルのところは認められず、要件を満たす手前の3.6メートルの部分のみを指定となっております。こちらが実際、40センチを超えてしまっているのというところと、この辺りの生け垣も御申請いただいたんですけれどもというお写真です。

次に、こちらも御申請いただきましたが、残念ながら、こちらに書いてあるのが、「葉が触れ合う程度、1メートルに3本以上」という要件に満たないところございまして、こちら、御申請いただいた中で、実際7.2メートル計測したんですが、2本の状態で御申請いただいたので、高さはあるんですけれども、そちらの要件で満たないということで計上はしておりません。そこの拡大図でございます。

こちらは、既存の生け垣として申請されていた部分、こちらは既に更新手続予定ですけれども、そこに追加して、このツルバラの部分はどうかと申請がございました。ただ、こちら、ここまでの長さは3.7とあるんですけれども、葉が触れ合う程度で1メートルに3本以上というところで引っかかってしまっておりまして、調査の結果、幾つか新規をいただいたんですけれども、条件を満たさないものについて御案内をさせていただきました。

スライドは以上となります。

続いて、保全緑地の解除についての資料を御説明させていただきます。スライド、今、画面を直させていただきます。資料9ページ、今ずっと御説明させていただいた樹木ですとか生け垣について一覧になったものがございまして、資料の9ページ、今、画面にも出させていただきました保全緑地の解除についての資料です。画面共有がまだ図られていないようなので、画面共有のために時間をいただいております。表の画面は切り替わっているんですけれども、ウェブ上の画面が切り替わっておりません、お時間を頂戴して恐縮です。こちらでも切り替わらないでしょうか。切り替わったようです。失礼いたしました。お時間を頂戴いたしました。

では、保全緑地の解除についての説明の資料となります。解除件数が、環境緑地1件、保存樹木6件の21本、保存生け垣2件、39メートル。

それぞれの解除理由は備考のとおりでございます。解除申請を受理する際に詳しくお話を聞き、解決方法を一緒に考えさせていただいておりますが、残念ながら解除に至ってしまったものの一覧となります。

最後に、今、順番に流しております資料2についてはスライドの中で御説明させていただいたので、資料3に参ります。資料3は、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の各年度の推移をグラフにしたものでございます。

以上で諮問案件1の説明を終わります。

小木曾会長 ありがとうございます。説明が終わりました。ただいまの説明で何か御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

どうぞ。

犀川委員 犀川です。保存生け垣で1メートル以内に3本植わっていないからという話があったんですけれども、ちょっとうっかり気がつかなかったんですが、1メートルに3本というと、30センチ間隔ぐらいに1本1本植えるということなんですけど、木の種類によっては、そんな位置に最初に植えておいたら、最初は生きているけれども、ちょっと茂っていく、1シーズン終わったあたりになると、案外3つのうちの2本は枯れちゃってなんていうことはあると思うんですよね。ですから、木の種類によって、1メートルに3本という基準は成り立たないんじゃないかなと思って。例えばバラなんか、1メートルに3本植えたら、恐らくうまく育っていかないですよね。1メートルに1本ぐらいじゃないと。枝をうまく伸ばしていけば、葉と葉が触れ合う程度になっていくと思うんですけど、ですから、これ、木の種類によって大分……。というか、ツルなんていうのは、もともと何かに絡んで伸びていく性質ですから、もとは少なくても、たくさん横にも縦にも広がっていくのがツル状というんですかね。ですから、植わっている部分の、最初に植えたのが1メートルに3本という、その基準がこれらといつか矛盾が出てくるんじゃないかなと思うんですけど。最初に植えているのはいいんですけど、そのうちに枯れるんじゃないかなと思うんですが。

意見なんですけど、終わります。

小木曾会長 これですね、保存生け垣。これは、今回、ツルも入れようかというのでプラスされたゾーンですか。新たに木本性のツル植物も入れようとい

うことで、この項目ができて、そのときにこの数字が出てきた。その辺をもう一度事務局より説明してもらえますか。3本というのは、他の自治体の事例から持ってきたと思われませんが、ツル性なので、最初にどの程度植えたらいいかというのは結構微妙なところですが、それを3本に指定されたと思います。

犀川委員 最初に1メートル当たり3本と、その意図なんですけど、それは何年もその状態にならないと思うんですよね。やっぱり強いのが1本だけ残ってなんていうこともあるんじゃないかなと思うんですけど、種類によってね。ですから、そこは見ないようにして。フェンスに絡まっていく状態が生け垣のように密になってくるかなと思うので、そここのところで許可をすとかしたほうが合理的だと思うんですけど。

小木曾会長 ルールを決めるときに、これは一応、このルールで多分決めたんですよ、私たちも含めて。それを今回どうするかという話になったので、今後のこととして考えるか、このルールを今、どういうふうに考えるかというのを議論しておいたほうがいいかもしれませんね。どこかの自治体から持ってきたのか、知りたいところです。

緑と公園係長 事務局の小林です。1メートルにつき3本以上というのは、他市の事例を参考にして、規定をさせていただいているところですので、今回、事務局としてはできる限り指定したいという方向性で考えてはいたんですが、この規定がある以上、指定することは難しいと考えております。本日、1メートルにつき3本以上植えられないような樹木もあるという御意見もございましたので、御意見を踏まえて、緑地保全及び緑化推進条例施行規則の第2条第3号に規定している保存生け垣の指定要件の改正も含めて検討していければと考えております。その辺りを含めて皆様の御意見をいただければと考えております。

以上です。

小木曾会長 ということです。どうぞ。

犀川委員 やっぱり1メートル3本という基準でやっているの、今回はだめにしていいと思うんですけど、だけど、やっぱり我々が間違っているなと思うんですよね。ですから、実際に小金井園の方が見て、1メートル3本って無理だという状況、たくさんあると思うんですよ。ですから、そういうのを見て、今後改正していけばいいんじゃないかなと思うんです

けど、どうでしょうか。今回は基準で決めていって、来年度以降、人間、誰でも間違えるものですから、頑固に間違っただま引き続けていってもしようがないと思うので。

小木曾会長　それでは、今回はこの基準がありますので、難しいということをお伝えして、削除ということでもよろしいですかね。今後のことですが、再検討が必要と思われます。ツル植物についても昔から規定がありましたか。

緑と公園係長　ツルはないです。

小木曾会長　ないですよ。今回入れたんですよ。ツル植物は様々あるので、これ、スタート時の話なのか、それがだんだん、だんだん、さっき言われたように、3本ぐらい植えたのが1本枯れて、2本で密になっていったというのもあり得ると思うんですよ。だから、なかなかツルは難しいものがありますね。それも踏まえて、次回以降、少し議論していきたいなと思います。結構微妙な世界がありますね。

どちらかの市の規定があると思われますが。

緑と公園係長　はい。

小木曾会長　それを踏まえてやると。

犀川委員　他市が間違っているんですよ。1メートルに3本ツル性の植物を植えたら、スタート時点ですね、これから生け垣を作る、そのスタート時点、それが一番いいと思うんです。結局何年かたったら、全部が生きているはずないのでね。

小木曾会長　そうですね。密についてって、肉眼で見て客観的な判断をするのが難しいこともあり、数値で規定していると思います。それも踏まえて、今後どう規定したらいいかというのを確認していきましょう、次年度以降。どうぞ、副会長。

小山委員　小山です。造成の奨励金を出すときには3本ぐらい植わっていてもいいのかなと思いますけど、それが育ってきて保存生け垣として申請するときには、ツル性のものだと、3本なくても、ちゃんと葉が密に茂っていれば認めていくという方向性を持っていったほうがいいのかなと、私も今回の保存生け垣の例を見て思いましたので、これは課題にして、話し合いを続けていったほうがいいと思います。

小木曾会長　ありがとうございます。
どうぞ。

笠原委員 笠原ですけれども、うちにも生け垣があって、申請をしようとしたら、申込みの期限がもう過ぎていまして、来年はまた、できたら申請しようと思っています。今、1メートルにつき3本と書いてあるのは、3条の第2項で、0.8メートル以上の樹木またはツル性の植物と書いてあって、その葉が触れ合う程度という文章ですけれども、0.8メートル以上の樹木であった場合に、1メートルに3本以上なくてもいいわけですよ。そういうのもいいんですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。高さが0.8メートル以上の樹木と、ツル性の植物について、どちらも1メートルにつき3本以上という考え方となります。

笠原委員 うちにはピラカンサなので、1メートルにつき3本程度、もう少し狭い間隔なんですけど、それだと結構密になってしまって、場合によっては混んできて枯れたりとか、そういうことがあるし、樹木の種類によっても違うのかなとか、それから、植えたときと、例えば、10年たったらどのぐらい樹冠が広がるかとかそういうのもあるので、なかなか難しい問題だなという感じもしました。

小木曾会長 ありがとうございます。私も前職でいろいろ仕事をしていて、市がいろんな指定があって、何平米に樹木を何本植えなさいとか、自治体によって様々あるんですよ。そういう規定に対して、1本大きな保存樹木がそこにあった場合に、それでもやりますかみたいな話になるんですよ。樹木の密度と植栽のあるべき姿は非常に難しいところがあって、多分行政側としては、基準というのは、ある程度本数で把握しておくとか分かりやすいので、そういうふうに規定していくケースが結構多いんですよ。多分、これも悩んでそうつくっていると思うんですね。そうは言うものの、現地を見て、私たちが写真で見て把握するんだと決めれば、そういうやり方もあるし、密というのはどういうものの密度がちゃんとあるのかを把握することをやるならいいんですけど、それがもう1個前のフィルターとして本数がある程度決めておくというのはいいんですけど、悩んだ場合にはどうするかとか、いろんなやり方があるもので、それも含めて、樹木の当初の姿と、今言われたように、何年かしてくれば、もしかしたら1本でもすばらしい葉張りが出てきて、管理していったら、いい密度になるのがたくさんあると思うんですよ。特にバラなんかは、

そうやってトピアリー的に作る人もいるわけで、そういうのも含めて、
どういうふうに規定するかというので。立派なトピアリーができてい
にもかかわらず、それが1本だったから駄目だというのはあまりにもひ
ど過ぎるなと思うので、そこをいかに美しくちゃんとしたものをフォロ
ーできるかというのは、規定でつくっておくことが大切だと思います。
どうぞ。

笠原委員 1メートルに3本だと、結構太くなるような木だったら、もう密になり
過ぎて、真ん中1本抜かないと。

小木曾会長 そうそう。ここのところは3本だけど、こっちにいったら2本だっ
たっていったらどうするんだとか、そんな話になっちゃうので、この本数
の規定は、今回はこれでいくとして、ちゃんと整理したほうがいいかもし
れないですね。

笠原委員 笠原ですけれども、相互に葉が触れ合う程度ということですから、そ
ういうふうになって、また、枝がこっちに入ってくると非常に混み合っ
てしまうんですね。木2本分の枝があるわけですから、この部分は。
そうすると、今度は枯れやすくなったりということもあるので、本数と
して規定することがいいのかどうかを検討の一つにしたほうがいいんじ
ゃないかと思います。

小木曾会長 非常に大事な話だと思います。

笠原委員 悩ましいところです。

小木曾会長 非常に悩ましいことですが大事な話なので、それをいいシステムが
できて、なるほどなということで、市民の方も私たちも行政の方も納得
できる形ができると一番いいですね。

笠原委員 付け加えていいですか。あと、造園業者さんなんかから見ると、やは
り本数を多く植えたがるので、どちらかという。本数1本植えれば、
値段が1本分の値段になりますから。そうすると、結構混み過ぎていて
というような感じで。だから、植えた時点はいいけど、あと10年、2
0年ってその木は生きていくわけだから、そういうときになったら、場
合によっては1本置きにしていかなきゃいけないとか、そういうことも
出てきちゃうかもしれないですね。

小木曾会長 そうですね。

笠原委員 なかなか難しいことだと思います。

小木曾会長 難しいなと思います。

笠原委員 いい方向で検討していただいたらと思います。

小木曾会長 これ、非常に重要な話だと思います。では、今後前向きに、ほかの市にない、いい基準ができるようにしていきましょう。よろしいですかね。

緑と公園係長 事務局の小林です。今いただいた御意見を踏まえて、他市の事例なんかも参考にしながら、小金井市としてどうしていくのかを研究させていただいて、また機会を改めて、改正する際には御議論をお願いしたいと考えていますので。

犀川委員 私は、会長さんが言ったことはすごくいいと思うんですけど、今、小林さんが言ったのはあまりよくないと。他市を参考にしてじゃなくて、さっき会長さんが言ったように、ほかの市のお手本になるような基準をここで考えていこうという、この姿勢がいいですよ。そう思うんですが。

小木曾会長 多分、気持ちは小林さんも御一緒だと思います。では、よろしいでしょうか。結構時間を取りましたので、次に行きたいと思います。

私、今、思い出したのですが、1つ。保存生け垣でマンションの事例が1つあったと思いますが、28番かな。

緑と公園係主任 事務局、井上です。28番についてスライドにして、今、画面共有を図ります。こちらでございませうでしょうか。

小木曾会長 何が言いたいかという、結構集合住宅は、あちこちあると思います。生け垣はそこには結構あって、申請されたものはもちろんこれでいいんですけども、小金井市の中に緑をきちっと植えているところは他にも多々あると思いますので、ぜひ市のほうでお願いしていただければ、数かなり増えていくんじゃないかなと思います。市の財源がなくなっちゃうんじゃないかって、この間、お伺いしたら、大丈夫ですということだったので、それはそれでやっていけばいいんじゃないかと思います。多分、まだ生け垣や保存樹木はあると思いますけれども、小金井市の中に、この中に取り組みというか、ちゃんと保存樹木として位置づけて、小金井市の実態をちゃんと見ていただけるようなことは可能かなと思って、ぜひ進めていただければよろしいんじゃないかと思います。また、基準が緩和されたことによって非常に増えてきたということがよかったんじゃないかなと思うので、継続していただければいいかなと思います。

では、次に行きます。令和3年度小金井市みどりの基本計画実施計画について、事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係主任 事務局、井上です。資料4、小金井市みどりの基本計画実施計画を御用意ください。小金井市みどりの基本計画実施計画につきましては、令和2年度に作成しましたみどりの基本計画に記載のある取組に対して、市の各部署において具体的な事業等を実施し、令和3年度の評価、実施内容、改善事項、今後の課題等について取りまとめたものとなります。

実施計画の進行管理につきましては、各年1回各課への照会をした上で、その結果を毎年、緑地保全対策審議会で御確認いただき、各委員の方々からいただきました御意見を今後の取組へ反映させていただくこととしており、今年度初めて本審議会にて御意見をいただくものとなります。本日は、評価記入欄の実施内容、改善事項、今後の取組につきまして御意見をいただき、今年度以降の取組の参考とさせていただきたいと考えております。なお、今後につきましては、令和7年度に各指標の検証を行い、中間見直しを行う進行管理を行う計画としております。

先に実施計画のことを御説明したんですけれども、保存計画、保存樹木の現地調査に行っていたいただいた小金井園さんにはここで御退席いただくと思います。御同席ありがとうございました。

小木曾会長 お疲れさまでした。

緑と公園係主任 ありがとうございました。順番が前後して失礼いたしました。では、みどりの基本計画実施計画についての御説明を終わらせていただいたところで、また進行に戻らせていただきます。

小木曾会長 このA3の折り曲げた資料ですが、みどりの基本計画について取りまとめたいただいた現状を今出していただいています。皆さん、見てきている前提で審議してほしいということだったんですが、じっくり見ていただけましたでしょうか。多分、メールで見ると、画面によっては文字が小さかったと思うので……。

犀川委員 小さくて駄目ですね。

小木曾会長 私からの要望として、どういうふうはこの評価記入欄が、項目があって、一例でもいいですから、1個出して、それを説明してもらいたいかなと思います。

犀川委員 ちょっと意見があるんです。

小木曾会長 どうぞ。

犀川委員 実は小さくて本当に見てないんですけど、見えるところは、真ん中に A、A、A とあるんですけど、これはよくないですよ。A というと、評価が A と思っちゃうでしょ。だけど、上をよく見ると、A というのは実施中と書いてあるんです。だから、これ、十分にスペースがあるんだから、A、B、C じゃなくて、このところに実施中とか未実施とか完了・廃止とかその他とか、そういうことを書いておいて、うまくいったら評価 A としないと、どうも混乱して大変な成績に。おかしいよ、これ。A というのは変だなと。みんな好成绩だなと思ったので、そうじゃないんですよ。

すいません、犀川です。

小木曾会長 という御意見がありました。

鴨下委員 具体的に質問があるんですが。

小木曾会長 どうぞ。質問に入ります。どうぞ。

鴨下委員 鴨下です。3 ページのナンバー 20 の「魅力ある公園をつくる」という中に、ずっと横に読んでいきますと、「近隣住民の意向も踏まえながら」とか「周辺住民の合意形成を図りながら」とか、あるいは「周辺住民と合意形成が図られた」とあるんですが、具体的に近隣の皆さんと行政でどういうやり取りがあったのか。例えば、説明会を開いたとか、1 軒 1 軒は回ってないと思うんですが、1 軒 1 軒回って意見を聞いたとか、具体的にどのようなことが行われたんでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。この合意形成の経過ですが、基本的に隣接している土地の地権者につきましては 1 軒 1 軒御説明させていただきまして、合意書をいただいております。ただ、こちらの中町二丁目児童遊園につきましては、近隣の方への説明をしたんですが、その後、隣接していない地権者の方から反対がありまして、ここは用途の変更ができない状況に現在はなっているところでございます。

以上です。

鴨下委員 鴨下ですが、その反対というのは具体的に何かあったんでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。防災倉庫用地に用途を変える際には、樹木につきましては全て伐採させていただくことを条件に用途変更をさせていただくという説明をさせていただいた中で、樹木を残してほしいという強い

御要望もございましたので、合意には至らなかったという経過でございます。

以上です。

小木曾会長　ほかに、しっかり読んでいただいて、御質問等ある方いらっしゃいますか。

お願いします。

尾路委員　尾路です。4ページの30番から37番あたりの樹木の剪定とか伐採についてのことが書かれているんですけども、植栽から年数がたって、危険になった木を伐採とか、そういった木を選んで伐採したり、また、剪定を行ったりすることが書いてあるんですけども、木の量が多いだけになかなか難しいとは思うんですけども、古くなって危なくなる前に適切な剪定作業をして、萌芽更新を促して新しい枝を出させたりする方法もあるかと思います。また、木にカミキリムシが入ってしまって、木から木くずが出ているような木を見かけるんですけども、そういった木に対する適切な薬剤散布ですとか、木を助けるための施策というのは、具体的に何かできていたりしますでしょうか。

緑と公園係長　事務局の小林です。公共施設全般的に言えるのは、本当に委員がおっしゃるとおり、老木化、巨木化した樹木が非常に増えておりまして、本来であれば都度都度、剪定しなければいけないのができてない状況にあります。なかなか管理が行き届いてない状況がどの施設でも見受けられると認識しております。巨木化していると幹回りも大きいので、それなりの剪定費用がかかってきますので、数年に1回しか剪定できてないという状況でございます。万全な管理ができているとは言い切れないと思いますが、公園に関して言わせてもらえば、適宜進めているところでございます。

あと、ナラ枯れのお話かなと思ひまして、特に国分寺崖線上で見られる現象です。公園の関係で言いますと、滄浪泉園の中、あとは三楽公園の中でナラ枯れの影響がございまして、造園屋さんにも確認させていただいた中で、安全に管理していく中で伐採が望ましいということで、伐採させていただいたものが20本程度ございまして、対応しているところでございます。

また、市のホームページでも市民に注意喚起という形を取らせていた

だいておりました、未然に防止するような方法につきましても周知させていただいて、薬剤の散布だとか、あと、木にラップのようなものをするような方法も、写真を交えて掲載させていただいて周知を図っているところでございます。

以上です。

小木曾会長 よろしいですか。

尾路委員 ありがとうございます。やっぱりナラ枯れは老木にどうしても起きやすいので、老木になってしまうと伐採ということももちろんあると思うんですが、老木になる前の剪定とか、本来であればそういうことが小まめにできるといいと思うんですけど、確かにかなり難しい部分があると私も理解しているんですけども、緑を増やそうという中で、適切な剪定で元気な木があるのであれば、老木になって伐採するよりもいいのではないかなという、意見というか、希望はあるんですけども、なかなか難しいですね。よろしく願いいたします。

小木曾会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。
どうぞ。

尾路委員 すみません、もう一つお願いします。40番、学校の芝生の管理についてなんですけれども、今、6校書いてありますが、現在、芝生の状況というのはどんな感じになっているのでしょうか。

緑と公園係長 事務局の小林です。全校を見て回れてはいない状況ではあるんですが、私の確認した第四小学校に関しましては、ボランティアの方が非常に頑張っていていただいてまして、芝も非常に元気な状況で、子供たちも快適に使えているような状況でございました。

以上です。

尾路委員 ありがとうございます。

小木曾会長 結構気になりますか。

尾路委員 そうですね。やっぱり芝生の管理が難しいと聞くので、ボランティアの方がうまくやっていたらいいところがあるのであれば、もしうまくいってないところがあれば、技術を伝えて、ほかのところもうまくいけば。どうしてもお子さんたちがたくさん入り込むと、芝生、なかなか維持管理が難しいと思うので、うまくいっているところがあるのであれば、いろいろお話を伺わせていただけたらなと思います。

小木曾会長 ありがとうございます。6校というのは、どうやって選定しているんですか。

事務局 すみません。

小木曾会長 そうですか。うまく持続させるには、維持管理を継続的にしっかりやらないとできないと思うので、しっかりやられているのはいいかなと思いますね。ボランティアも、持続させるのはなかなか大変です。でも、いい事例が出てくるといいと思います。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

 どうぞ。

小山委員 小山です。先ほど犀川委員もおっしゃっていたんですが、評価についてなんですけど、10年間で基本計画を達成できるように進めていこうということで、今、取組を始めたんだと思うんです。だから、実施中というのは、言っちゃえば当たり前というか、これをしていかないと目標達成できないだろうということで、評価のA、B、C、Dというよりも、実施内容、実績とか評価って、その隣に欄がありますけれども、これがどうだったのかという評価をしていかなかったら本当の評価にならないんじゃないかという気がするんですよ。だから、評価自体の在り方をもうちょっと変えていかないと、ただ毎年取り組んでいますからこれでいいでしょうみたいになっちゃうのかなという気がして、これでいいのかなと、皆さんの御意見も聞けたらと思うんですけれども、こういう評価でいいんですかね。しかも、言っちゃえば内部評価ですよ。本来であれば、こういう目標に対してこういうことを実施しました、それについての評価はどうですかというのを、外部委託、外部の評価ができるが一番いいんだろうなとは思いますが、なかなかそこまでいかないにしても、実施中という評価ってどうなのかなと私も思いますので、そのところは市としてもどう考えるのかなと思ったので、意見としてこの場で言っておきたいと思います。

小木曾会長 ありがとうございます。10年間の中で経過をどう見ていくかという話だと思うんですが、どうでしょう。「評価」という言葉でなく、例えば、これは状況とか何か、現在の状況なのかもしれないですよ。評価じゃないのかもしれない。実施内容の後ろに別なのをつくって、事後評価ではないけれど、もう少し別の尺度で。数字みたいのが出てくると、

より分かりやすいと思います。実態調査をかけるのは何年後ぐらいですか。緑地の実態調査とか、基準を決めて、何年、どのぐらいまでに何%にするかということを決めていますよね。その実態を把握する期間というのは、10年後でなく、5年ぐらいと記憶していますが。

緑と公園係長 事務局の小林です。まず、会長からの御質問で、5年ごとに中間見直しをするということで、みどりの基本計画では進行管理で定めておりまして、5年後なので令和7年度に一度中間見直しをしていく計画としております。あと、評価の部分、実績とか実施内容についても、定量的な目標があれば評価しやすいのかなと考えておりまして、ただ、見ていただくと、定性的な目標も非常に多くて、当然、小山委員がおっしゃるとおり、取組内容がどうだったかという評価が必要という御意見はあるんですが、なかなか定性的な評価を内部でするのは難しいのかなと考えておりまして、その中で、この審議会の委員の方々に見ていただいた中で御意見をいただいて、来年度以降、こういう改善をすべきじゃないかというところがあれば、御指摘を踏まえて、各所管課と情報共有を図りながら、改善すべき点は改善することを考えております。この評価の仕方も難しい部分ではあるんですが、今回初めての御審議ですので、御意見踏まえて検討できるかなと考えております。

以上です。

小木曾会長 5年後には結構いろいろ、数値的なものも評価できる。多分フォーマットはまた変わってくるんですかね、5年後は。数字も出てくるしと良いですね。

緑と公園係長 ただ、この取組を全般的に変えていくという考え方ではなく、5年間実施してきた中で、指標を確認する作業は必要だと考えています。

小木曾会長 別シートで把握するということですか。例えば、何%がどうのこうのというものに関しては、評価がやっぱり必要なわけですので、それは5年でどのぐらいになっているかというのは把握する必要があると思います。

緑と公園係長 みどりの基本計画の中でモニタリング指標を設けてございまして、その中で、例えば、保存樹木の指定本数については現状より増加するとか、あとは、公園緑地面積についても現状より増加させるというところの中間目標は設定しており、みどり率は調査委託により算出していきたいと

考えています。

小木曾会長 普通の開発のままやっていると、かなり減るけれども、抑えて、このぐらいにしますよという基準があるわけで、それが5年ぐらいになったらこうでしたということ把握して、10年たったら、それを満たしましたみたいなことがないと、10年やって駄目でしたというのもちよっとなんなので、そういう指標がそこで出てくるといいかなと思いますね。どうでしょう、皆さん、評価について、何人かの方に議論いただいて、A、B、C、Dではないんじゃないかとか、評価ではないんじゃないかとかありますけれども、どうでしょう。ここはちょっと変えたほうがいいなと思う人いらっしゃいますか。少し見方を変えたほうがいいんじゃないかという人、挙手してくれますか。評価を変えた方が良い方。

(賛成者挙手・賛成多数)

小木曾会長 大多数の方は変えたほうがいいということなので、「評価」という言葉を変えるとか、A、B、C、Dの記載内容も検討してもらって。でも、これは評価していかななくてはならないという規定はありますか。

緑と公園係長 事務局の小林です。特に評価しなければいけないという規定はございません。

小木曾会長 ただ、個々の説明も口頭ではないので、全部読みこなして大丈夫ですかというのもあまりにもどうかなと思うので、評価ができるのは、次年度になりますか。

緑と公園係長 継続して令和4年度も実施している事業内容ですので、評価の部分を検討してほしいという御意見であれば、実施内容についてどういう評価なのか。今、評価という部分を違う表現にさせていただいた中で、実施内容についての評価を改めて枠を追加して、令和4年度以降の取組に関しては満たすことも検討できるかなとは考えております。

小木曾会長 例えば、順調だとか、そういう言葉または、良い表現をお願いします。

緑と公園係長 定性的な評価になってしまうので、各担当ごとに一定の基準を示してあげないと、なかなか統一性のある評価が出てこないかなというのもございますので、その辺りも研究させていただきたいと考えております。

小木曾会長 こういう内容だったら5点とか4点とか、そうやってつけていってもいいし。非常に順調にいつているということだったら5だし、もう少し頑張らなくちゃいけないみたいのだと4だったりとか、そうやって決め

ておいて数字化していくというのはありますね。評価のところは、ちょっと言葉を変えたりしたほうがいいのかもかもしれません。では、それでお願いたします。

ほかにありますか。どうぞ。

小山委員 小山です。こういう評価をするということであれば、実施計画としてはどんなことをしてきたかということもあると思うんですけど、さっき事務局で言われたような、みどりの基本計画の13ページから計画の目標というのが載っていますよね。さっき言われたような緑被率ですとか、あと、緑の質の満足度とか、環境美化サポーター等の登録数というのが、令和12年度、2030年度に向けてどれだけ増やしていくかという数字が実際に出てきているんですよ。だから、これに関しての評価というのは、毎年どこまで進んだかということがちゃんと数字として上げられるんじゃないんでしょうかね。78ページの資料のところにも、緑被率、みどり率による中間評価というようなことが載っていて、年度ごとに令和元年度から令和12年度まで目標値という数字がきちんと載っているので、そういうものに対しての評価は数字で出ていけば見やすいと思うんですよ。ただ、こういうことを進めていきますというものに対しては、評価を数値化するのはなかなか難しい面はあると思いますので、実際、目標値があるもの、特にこういうふうに年度ごとに目標値が決められているものに対しては、ここできちんと、この1年間でどれだけ進みましたよということを出していただくことはできるんじゃないのかなと思うんですけど、そこはお願いしたいと思います。

緑と公園係長 事務局の小林です。委員がおっしゃるとおり、そこは特に調査をかけなくてもお示しできる部分もございますので、年度末の状況を翌年度の第1回の審議会でお示しさせていただいて、状況を報告させていただきます。

小木曾会長 ぜひお願いします。私もそのように思います。御意見ありがとうございます。その数字が一つ大事な部分もありますし、分かりやすいのではないかと思います。定性的なものとの数量的なものを取り合わせていくのがベストだと思います。よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。では、ここにつきましてはこれで終わりたいと思います。

次の議事ですが、3番目の市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導

入について、事務局より説明をお願いいたします。

緑と公園係主任 事務局、井上です。では、資料5及び資料6は関連する資料となりますので、説明が長くなりますが、併せて説明させていただきます。

それでは、まず資料5「小金井市立公園・環境楽習館の指定管理者制度の導入に向けた民間事業者との個別対話結果概要について」を御用意ください。昨年度の緑地保全対策審議会においても、市立公園の指定管理者制度の検討状況につきまして御報告させていただいているところでございますが、滄浪泉園の隣にあります環境楽習館と併せて、令和6年度に指定管理者制度の導入に向けて、令和4年6月27日及び6月28日に民間事業者10者と個別対話を実施し、事業の市場性等について意見交換するとともに、民間事業者から様々な御提案をいただきました。その結果、全ての市立公園及び環境楽習館について包括的に指定管理者制度を導入することや、市内事業者の積極的な活用及び地域コミュニティーの場となるイベント開催等に関して前向きな御意見や、指定管理者制度と併せて民間施設を設置することについて意欲的な御意見を得ることができました。

また一方で、公園の美化活動に御協力いただいているボランティア団体である環境美化サポーターとの関係構築には相当な時間を要すること、人件費については、現状、公園の維持管理に携わっている職員と同等の費用が必要となること、継続的な雇用確保には相応な事業期間が必要であること、民間施設の設置を考慮すると事業期間は10年以上が望ましいことなどの御意見が得られました。この個別対話を踏まえ、指定管理者制度導入の概要につきまして説明させていただきます。

今、スライドでも紹介しておりますが、資料6、「市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について（案）」を御用意ください。対象施設は212、全ての市立公園及び環境楽習館を併せて指定管理者の募集をしていきたいと考えております。全ての市立公園を一括して指定管理者制度を導入した事例は、東村山市が今年の7月から実施しているのみで全国的にも事例は少ないですが、資料の導入目的にもあります「公園の質の向上」をさせていく上では、民間事業者の経験やノウハウを最大限活用していくことが必要であると考えており、令和6年度からの導入を進めております。

指定期間は5年間を予定しており、業務内容は、公園の樹木の剪定や清掃などの維持管理、市民や利用者からの要望、苦情の対応、環境美化サポーターとの協働事業、環境楽習館の管理運営、公園や楽習館の使用許可業務等を予定しております。非常に多岐にわたる業務ではございますが、指定管理者に全てを任せるという考えではなく、市が指定管理者をパートナーとして、一緒になって管理運営の質を向上させていきたいと考えているところです。

また、民間事業者からは、新たな民間施設の設置につきましても前向きな御意見をいただいておりますので、民間事業者の任意の提案として、梶野公園において民間施設の設置も10年間を上限に許可することを予定しております。

最後に、今後、事業者の募集に当たり、募集資料の中に、各施設に期待する役割と指定管理者に求める能力、役割につきまして記載していくことを予定しております。昨年度開催した審議会では、市内事業者の活用について御意見をいただいておりますので、市内事業者の活用につきましても盛り込んでおります。本日は、資料6の2以降につきまして、特に御意見をいただければと考えております。

説明は以上です。

小木曾会長 では、市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について、何か御意見とか質問等がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

尾路委員 尾路です。今頂いた資料の中の資料5の3ページの(9)「民間施設の設置が考えられる機能」というところなんですけれども、これは資料6にある(5)の梶野公園に民間施設を設置するという、この件のことですよね。これは、複数の事業者さんから、地域の方を対象とした多様な機能や収益性を高めるような提案があったということなんですけれども、これは例えば、民間施設を市の公園の中に設置して、そこで収益を得たものを、どうなるんですか、その収益で得たものは市の公園のために使われる、財源として使われるのか、民間施設を造った業者さんの収益になるのか、お聞かせいただければと思います。

緑と公園係長 事務局の小林です。民間施設で得た収益につきましては、できる限り公園の維持管理費用に還元していただきたいということを募集資料の中

で明記させていただくことを予定しておりますが、全て維持管理に充ててくださいという書きぶりにはしませんので、一定程度は民間の事業者の収益になると考えております。

以上です。

尾路委員 ありがとうございます。それは、まだ具体的ではないと思うんですけども、例えば、何%がこちらで何%がこちらというような契約に最終的にはなるんですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。そこまで細かい部分に関しては、事業者選定時に事業者からどのような提案が出てきて、どういう実績の金額が出てくるのかというところを踏まえる必要があると考えております。どの程度、市に還元させるべきかにつきましては、現在、募集資料を検討している段階です。梶野公園につきましては、駅から近いですが、民間施設の設置が非常にもうかるかと言われると非常に厳しいという御意見をいただいています。駅から近い梶野公園であっても大幅な収益を生むような施設にはならないのではないかと考えておりますが、事業者からどういう提案があって、どういう実績が出るかというのは指定管理制度を導入してみないと分かりませんので、その辺りは、毎年、年度協定書を締結していく中で、指定管理者と協議して、決めていくものと考えています。

以上です。

尾路委員 ありがとうございます。まだちょっと早過ぎる質問だったのかもしれないですね。また具体的になってきたら、いろいろと御開示いただけるという形で、ありがとうございます。

小木曾会長 結構大事な話ですね。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

小山委員 小山です。資料6の3ページのところに環境楽習館というのが載っているんですけども、環境楽習館をこれからどうやって活用していくかというのが、地球温暖化を防ぐことを進めていくためにはかなり重要なことになっていくのではないかなと思っています。ここが、いろんな方が集まって、居場所になるということを進めながら、環境学習を進めていくという、今のところにある「環境教育の場の確保」というところをきちんと位置づけていくのがすごく大事ななと思っています。特に環境教育の場の確保であれば、学校との関係、そこをどうしていくかがすごく

重要かなど。よくごみの施設なんかは、学校で見学会に行ったりとかしますよね。だけど、環境楽習館に学校から見学に来るという事例がどのくらいあるのか。本当はもっともっと各学校の、何年生かになったら環境のことを学ぶということで、ここの場に足を運ぶことがすごく効果的なんじゃないかなとも思っていますので、そういうことも含めて、これからきちんと考えていくべきではないかなど。

それと、大人だけではなく幼い頃から環境への意識を醸成させるというようなことを進めるのであれば、子どもたちの夏休みとかに活用できない施設はすごくマイナスだと思うんです。なので、夏、閉めるのではなく、オープンにして、誰でも来てくださいと。環境のことについて考えましょうということを進めていけるような場にして指定管理者の方が担ってくれるといいなと個人的には思っています。ここの場については、やっぱり市民参加で進めていくことも、一つ大きなキーポイントになるのではないかなとも思っていますので、そういうことも含めた業者選定を、もしするのであればやってほしいなという、意見ですけれども。

小木曾会長　　そういう御意見ですが。

環境政策課長　事務局、岩佐です。今、副会長から御意見をいただきました楽習館についてなんですけれども、実際、今おっしゃっていただいたとおり、ごみの施設とかですと、見学とかそういったことをやっているんですけど、楽習館、定員が20名ということで、1クラス来ていただくのも難しいところもありまして、実際今、学校の方々、生徒さんたちに来てもらうことはできていない状況ですけれども、小金井市としても、今年1月に気候非常事態宣言を発出しまして、何か環境啓発、環境教育を進めていきたいということもございます。やはりこの環境楽習館というところ、今まで環境啓発の拠点としてあったわけなんですけれども、冷暖房とかもついていませんので、8月は平成31年度から閉館している状況でございまして、今も研修室とかは8月は使えてない状況にあります。そういった課題ですとか、せっかく環境啓発の施設があるのに、市民の方々に使ってもらえる頻度が低いという御意見もいただいていたので、令和6年度に、そういった空調とかもできれば整備して、8月に再オープンさせて、ちょうど8月、子供たちの夏休み期間中になりますので、そういったお子さんたちにも来てもらえるような仕組みづくりも考えていき

たいと思いますし、指定管理者制度を入れた後も、小金井の歴史とか市民団体がやってきたこととか、そういったことも引き継ぎながら、野川とかはけとか、小金井ならではのできる勉強とか環境学習とかもありますので、そういったところはしっかり指定管理者に引き継ぎながら、よい環境教育ができるようにしていきたいと考えておりますので、御意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

小木曾会長 ありがとうございます。
 どうぞ。

小山委員 小山です。ぜひそういうふうに進めていただければ大歓迎なんです。そこに隣接している滄浪泉園、あそこも歴史的な価値ですとか、湧水も湧いているということがありますので、一体化して、生活の改善ということもありますし、環境をきちんと学ぶ上でも、あそこは本当にいい立地なんだと思います。なので、ぜひ一体的な環境教育を学べるような場として整備を進めていただけたらいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

小木曾会長 ありがとうございます。よろしいですかね。

環境政策課長 事務局、岩佐ですけれども、滄浪泉園との一体利用というところも課題になっておりましたので、そういった立地のよさとかを生かし切れないところもあると思いますので、そういったところはどうか、せっかくですので生かしていけるような方策を考えていきたいと考えております。

 以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

尾路委員 もう一つ、質問いいですか。

小木曾会長 どうぞ。

尾路委員 尾路です。資料5の(4)なんですけれども、複数事業者さんからボランティア団体さんとの関係構築のためには相当な時間が必要という御意見が出ていたそうなんですけれども、これは具体的にはどういうことを御心配されていらっしゃるのでしょうか。

小木曾会長 事務局、お願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。職員とボランティアさんとの関係も同様ですが、やはり私の感覚で、5年ぐらいボランティアの方々と接していかないと

信頼関係の構築はなかなか難しいと考えております。人事異動のたびに担当が替わって、せっかく関係が構築できたのに、また新しい担当が来てというような状況が今、職員と環境美化サポーターの方との間でも生まれています。それは指定管理者も同様でして、信頼関係を構築して、お互いに日常的な相談もできる関係になるには相当な時間が必要だということの御意見をいただいています。早急に市民協働の推進が進むということは期待されても、なかなか短期的な部分では難しいというような御意見をいただいたということでございます。

以上です。

尾路委員 ありがとうございます。

小木曾会長 大丈夫ですか。ボランティアの内容とかにもよるとは思いますけれども、市の方って人事異動がありますよね。市長にやめてくれと言うわけにもいかないですもんね。私、ドイツで保存樹木の研究をしたことがあります。ドイツで、自分の家の木でも、ある大きさになったら木を切れないという法律があって、各自治体が大きさを決めて設定できるものがあります。その研究で各自治体に行ったときに、ある自治体の担当者は、スタートからずっと今までこの部署にいますという人がいましたね。管理職になる方は部署を回るけれども、そういう人がいて、樹木は非常に奥が深いので、やっとな慣れてきましたという人もいて、長時間そこにいるので、その技術のプロフェッショナルがいるんですよね。そういう組織はなかなか日本にはないと思うんですけれども、ボランティア担当課じゃないんですけれども、ゼネラリストじゃない、プロフェッショナルという組織をつくるというのも、あると良いです。ボランティアの方とか様々なことは、それぞれの課で非常に難しい話がいっぱいあると思うんです。それを、自治体の方が異動で部署が変わり、また覚えなくちゃいけないのは大変だと思います。そこで、その中でどういうふうに関係性を構築するとか、担当でうまく役割分担しながら、継続して、その方に教えていくとか、いい仕組みをつくれるといいかなと思います。ちょっと余談でしたけれども、すみません。

ほかにございますでしょうか。これはまた改めて、もう少し進んだ段階で、審議会の話題になるということでもよろしいですね。

緑と公園係長 事務局の小林です。後ほどお伝えしようと思っていたんですが、12

月にもう一度、事業のもう少し詳しい内容をお示しさせていただいて、御意見をいただいた上で進めていきたいと考えていますので、今年度、もう一度御議論させていただく予定となっております。

以上です。

小木曾会長 ほかにございますか。大丈夫でしょうか。

どうぞ。

小山委員 小山です。資料5を見ていると、前向きな意見がすごく多く出てきていると思うんです。ただ、やっぱり自分事として考えたときに、市内の212の市立公園と環境楽習館を一括して管理運営していくという、それが本当にできるのかなというのが、すごく大変なことだなと思うんですよね。例えば、市を4つに分けたり5つに分けたりして、1つずつ担ってもらおうというようなところはほかの市でも結構あると思うんです。市内の全部の公園、しかも212、大きいのから小さいのまで合わせて212、これを本当に受けてやりますよというところが出てくるのかなというのも含めて、小金井市として、先の見込みというか、そういうのは……。実現できるだろうと思って、この計画を立てていると思うんですけど、実際どうなのかなというのを、老婆心ながら思っているところなんですけれども、その点、どうなんでしょうかね。

小木曾会長 では、事務局、お願いします。

緑と公園係長 事務局の小林です。市としましても同じような懸念をしております、そういった懸念があったからこそ個別に民間事業者と対話させていただいた中で、どの事業者さんからも非常に前向きな御意見をいただいておりますので、その辺りは今回、市場性を確認した中では問題ないのかなと考えています。また、事業内容を全て指定管理者に任せきりにするという考え方ではなく、市の職員もより積極的に業務に関わっていく体制づくりも必要であると考えていますので、指定管理者をパートナーとして一緒に管理運営に取り組んで質を向上させたいと考えているところで、今後も引き続き、職員の頑張りも必要だと考えています。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。多分委員の方では、これからのことなのでまだよく分からないところもあると思いますが、他の自治体で1社にお願いしているところがあるかと思いますが、どこかありますか。

緑と公園係長 事務局の小林です。今年の7月から東村山市が百六十数公園、一括で指定管理者制度の導入をしておりますが、全国的には市の全ての公園をまとめて指定管理に出したのは初めての事例だと認識しております。小金井市が導入すれば、全国的には2番目の取組なのかなと思います。

小木曾会長 多分、1社という1つの会社ということになるんですが、指定管理者の場合はJVみたいなを組んで、親の会社があって、あと幾つかの社が一緒になってやっていく仕組みがあると思いますが、小金井市もそういうことを考えていますか。

緑と公園係長 そういう面では、東村山市につきましてもジョイントベンチャー、いわゆるJVの3社の共同事業体で応募した中で選定を受けていますので、当然、多岐にわたる管理運営になるので、ジョイントベンチャーによる参入が見込まれると考えています。

小木曾会長 多分、相談するときも、そういうことは前提に議論されているんじゃないでしょうかね、相手側、業者さん側は。JVをやる前提で話をしているんじゃないですか。

緑と公園係長 当然、ジョイントベンチャーによる参入も見込んでいる事業者さんはいらっしゃるとは考えております。

小木曾会長 私がちょっと思うには、私も最初、1社で二百幾つのやつをそんなに丁寧に見ていただけのかなと思っていましたが、多分、多いほうがいろんな公園の情報交換だとか人の連携とかパートナーとして話せる。親の1社のところに対して話をしながら全体をコントロールできるということがメリットなのかなと思ったりしますが、その辺がうまく絡んだ形になるといいかなと思いますけどね。多分、1社に頼むということ、大きなポイントが何かということころかもしれないですね。

緑と公園係長 事務局の小林です。当然、エリアを分けて指定管理者制度を導入することも考えていましたが、特に導入目的にありますように、市民協働の推進に当たっては、エリアを分けるデメリットもあるだろうと考えたところです。例えば、このエリアのボランティアさんはこの事業者と相談してくださいというよりも、ボランティアさん同士共通した課題を持っていることも多いので、そういった面では、全てのボランティアさんが1社とお話しして、共通した課題について解決していく方向の方が、より市民協働の推進が図れるものと考えております。また、維持管

理の面でも、小金井市は他市と比較して管理エリアも狭い中でそれをさらにエリアを分けて細分化することになると、エリアの境によっては同じ日に作業できるところを、違う業者が違う日に別々の経費をかけて維持管理しなければいけないというデメリットも生じてくるというところで、全てまとめることでスケールメリットが出てくると考えて、市立公園全てを一括で指定管理を導入しようと検討しているところです。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。という御説明ですが、どうでしょうか。ほかに現段階でいろいろ聞いておきたいことがあればお願いいたします。

どうぞ。

鴨下委員 鴨下です。今の話と関係あるかどうか分からないんですが、資料6の5ページなんですけど、上から10行目ぐらいですかね、エの「市民協働の推進」の中に、「公園管理運営士等の資格を有し」という項目が出ているんですが、要するに、管理するに当たっては、ある程度プロ的な人が集まってこないと、ただ募集して人が集まりましたとかいうことでは、なかなか落ちが明かないところがあると思うんですね。ただ、公園管理運営士というのもまだあまり知られていない資格ではないかなと思うんですが、年に1回国家試験があるんですが、全国で受験生が300人程度しかいないんですね。実際に合格する人が約50%。ということは、全国で1年に百数十人しか、こういった資格を持った人が出てきてないということを考えれば、こういった資格があるんだよということをもう少し宣伝というんですかね、PRしてもいいのではないかなとは思っています。やはり餅は餅屋じゃないですけども、ある程度プロ的な意識を持った人たちの集団をつくっていく必要が、今言ったように、一遍にそういう人を集めるのは難しいでしょうから、そういう人たちを同時に育てていくという意識が行政にあってもいいのかなとふと思いました。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。エの2行目ですか、公園管理運営士等とは書いてありますが、運営士じゃなくてもいいとは思いますが、どうですか、今のお話。

緑と公園係長 事務局の小林です。昨年度も指定管理者制度を導入している西東京市、いこいの森公園や江東区の豊洲公園の指定管理者の方のところに環境美

化サポーターの方と一緒に話を聞きに行かせていただきました。両公園とも、資格を待たれた方が、他の公園で経験してきたノウハウを生かした魅力的な公園づくりが進められていまして、職員が携わるよりは非常に生き生きとボランティアさんの方々も活動できているというふうな印象を受けております。例えば、豊洲公園だと、種から花苗を育てて、それを公園の中に植えていくようなやり方だとか、SDGsを意識したような取組なんかも非常に先進的にやられていましたので、なかなか職員だけでは対応できないような取組も民間事業者には期待できるのかなと考えていまして、こういった資格、経験、ノウハウを持った人を中心に、市も積極的に携わりながら市民協働の推進を図っていきたいと考えた中で、こういった記載とさせていただいているところです。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。

鴨下委員 鴨下です。ぜひよろしく願いいたします。

小木曾会長 公園管理運営士、私、一応資格を持ってはいるんですけども、これ以外に登録ランドスケープアーキテクトという、RLAという資格もあって、これもランドスケープの資格だったり、あと、行政の方は発注したりするのでお分かりだと思いますけれども、技術士だったりいろいろありますので、ここにどう表現するかはいろいろ検討してもらって、資格プラス、あとは経験みたいなのも結構大事だと思いますので、小金井市の維持管理ができる人を人選できるようにしてほしいなと思います。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。あと、全体を通してでも構いませんが、何かございましたらよろしく願いします。大丈夫ですか。

それでは、事務局、お願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。本日は、様々な御意見をいただきましてありがとうございます。次回の審議会の日程につきまして、また別途、メールでご案内させていただきますが、12月27日の火曜日になりますが、午後2時から、第二庁舎の8階の801会議室で開催したいと考えておりますので、メールで出欠の御回答をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

小木曾会長　それでは、本日はこれもちまして、令和4年度第1回小金井市緑地
保全対策審議会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

―― 了 ――